# 特別管理産業廃棄物を多量に排出する 事業者のみなさまへ

2020 年 4 月より、年間 50 トン以上の特別管理産業廃棄物 (PCB 廃棄物を除く。)を排出する事業場で特別管理産業廃棄物 (PCB 廃棄物を除く。)の処理を委託する場合、電子マニフェストの使用が義務化されました。

#### 電子マニフェスト使用義務の対象

- 2020 年 4 月 1 日から前々年度の特別管理産業廃棄物 (PCB 廃棄物を除く。) の発生量が年間 50 トン以上の事業場を設置している排出事業者は、当該事業場から生じる特別管理産業廃棄物 (PCB 廃棄物を除く。) の処理を委託する場合、電子マニフェストの使用が義務化されました。
- 2020 年度の義務対象になるのは、2018 年度において特別管理産業廃棄物 (PCB 廃棄物を除く。) の発生量が 50 トン以上の事業場を設置している排出事業者です (前々年度の発生量が基準になります。)。

【関係法令: 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第12条の5第1項、同法施行規則 第8条の31の2、第8条の31の3(注)】(注)改正後の条文

## 

#### 電子マニフェスト使用義務の対象(例)

※環境省リーフレット「特別管理産業廃棄物を多量に排出する事業者のみなさまへ」より抜粋

### 操作方法の動画をホームページに掲載しています!

JW センターでは、パソコンを使用して実際の操作を疑似体験する「電子マニフェスト操作体験セミナー」を開催しています。また、操作体験セミナーに参加できない方は、操作方法の動画を作成し、ホームページに掲載していますので、こちらをご覧ください。

URL https://www.jwnet.or.jp/jwnet/manual/guide/movie/index.html



